

神戶博士  
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

# 經濟論叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉  
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士	山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士	河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士	米田庄太郎	三三
幕末の商稅論	經濟學博士	本庄榮治郎	三三
實際政策と政策原則	經濟學博士	作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士	石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士	小山田小七	七
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士	中川與之助	一三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士	大塚 一郎	一六
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士	松岡 孝兒	一六
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士	堀江 保藏	一六
財政學の基本問題	經濟學士	大谷 政敬	一八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士	今西庄次郎	三〇
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士	中 谷 實	三八
リストの國民生産力說	經濟學士	白杉庄一郎	三四
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士	島 恭彦	三五

生産の構造と貿易	経済學士	松井	清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	経済學士	山岡	亮一	三八六
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波	宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木芳之助		三五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒正	巖	三三六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	蜷川	虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷口	吉彦	三六二
昭和の税制改革	經濟學博士	汐見	三郎	三八五
自然利子論	文學博士	高田	保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商學士	武藤	長藏	四四四
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土方	成美	四七七
支那南北辨	法學博士	財部	靜治	四九七
赤字公債の消化	經濟學博士	小島昌太郎		五三三

# 耕地管理組合に就いて

— 兵庫縣下の耕地管理組合を中心として —

八木芳之助

茲に耕地管理組合といふのは、部落區域の申合組合であつて、小作地の共同管理をなすを目的とするものである。即ち耕地管理組合を設立すれば、先づ從來の地主・小作者間の小作契約を全部解除し、組合員たる地主は自己の所有耕地を組合に提供して其の管理を組合に委託し、小作者は組合の管理に屬する耕地を組合より借り受けて耕作することとなる。従つて組合は小作料の決定、小作料減免の査定、小作料の取立等、地主としての事務を行ふと共に、其の小作料を地主へ納入する小作者の立場にも立つ。この組合には、部落内の地主も小作者も共に組合員として含まれ、彼等相互の協調によつて、小作料の合理化、就中、小作料の公正化、その支拂方法の統一化を圖り、之によつて小作料の收納を圓滑ならしめると共に、小作料に關する分配過程を合理化せんとするものである。されば耕地管理組合の組合員たる資格を有する者は、組合の區域内に於て耕地を所有する者（地主）及び獨立の生計を營み耕作に従事する者である。併し區域外在住の地主でも、組合の區域内に耕地を所有する者は、組合員となることが出来る。また純自作農は耕地の貸借には直接關係はないが、部落の圓滿上、また組合をして

圓滑に其の事業を遂行せしめるために、組合に加入してもらふ場合が多い<sup>1)</sup>。従つて耕地管理組合の組合員は一般に、地主、自作農、自作兼小作農及び小作農からなつてゐる。

されば此の種の耕地管理組合は、地主階級または小作人階級の階級的利益のみを追求するものではない。即ち絶對的の小作農の利益追求機關でもなく、また絶對的の地主擁護機關でもない。従つて一村内の小作人のみによつて組織され、有利なる小作條件を獲得することを目標とし、地主團體と相對立する關係に立つ小作人の共同借地組合とは、その性質が異つてゐる<sup>2)</sup>。寧ろ耕地管理組合は超階級的なる第三者の立場に立つて、地主・小作兩者に對して、或る點に於ては其の利益を圖り、或る點に於ては其の放恣を警めて、兩者間の利害の調和を圖るものである。即ちこの組合に於ては、「地主・小作者の關係は消滅して單に平等の立場に於て組合員となり、從來の煩雜なる交渉は全然無くなり、兩者は互に勝手氣儘も云はねば遠慮もしないといふ朗らかな關係となるのである。而して組合は第三者の立場に立つて小作條件の改正、其の他凡てに互つて公平の處置を採るから、毎年小作料の取引が圓滿に行はれ、兩者の親善融和と部落の平和を招來するのである。」<sup>3)</sup>

斯かる耕地管理組合が兵庫縣下に多いのは、大正十二年四月より同縣農會に於て土地利用組合設置獎勵規定を制定し、その普及に努めて來たが、その後、産業組合法による土地利用組合は町村區域のものに限定せんとする縣の方針に伴ひ、部落區域で設立せんとするものは、之を耕地管理組合なる名稱によつて任意組合組織とし、土地利用組合と同様の獎勵を加へることとなつたからである。加之、耕地管理組合は部落區域の中合せによつて成立する任意組合組織であり、他から何等束縛されることなく、官廳その他に對する手續等を要しない簡易なる組織であることが、反つて農村民の心情に適するものであらう。また其の區域が比較的狭小なる一部落に限定されてゐることも、小作料の改定や減免率の査定を一町村區域の土地利用組合よりもより容易ならしめるであらう。更に此の種の耕地管理組合にして、單に小作地の管理、小作料の收納のみを擔當し、金融、販賣、購買等の附

- 1) 純自作農は小作料の改定、減免率の決定等に関し、第三者の立場に於て比較的公正に判斷するから、自作農をも組合に加へた方が組合事務が圓滑に處理されることとなる。
- 2) この小作人の共同借地組合の實例として、愛知縣東春日井郡品野町の小作委員會を挙げ得る。農林省農務局、小作委員會と其の事業の概要(昭和九年一月)によれば、この共

帶事業を行はない限り、組合の活動期間は小作料收納の行はれる比較的短期間に限られることとなるから、簡易なる中合組合組織によるをより便宜とするためであらう。

かく耕地管理組合は、耕地、特に小作地の管理を目的とし、このために小作料の改訂、不作凶作年の減免査定、毎年收穫後の小作米受渡し等を行ふ外、土地貸借借その他小作地に關する一切の事務を取扱ひ、之によつて地主・小作者間の直接交渉を無らしめ、組合が小作地管理に關し一切を公平に處理して行くものである。併し組合が年々右の事業を遂行して、尙ほ且つ餘力を生ずる組合には、組合員の福利増進に關する附帶事業を行ふものも少くはない。即ち備凶積立、凶作保險制度の實施、耕地の交換分合、自作地購入斡旋、農道溜池の改修、品評會の開催、小作米の共同販賣、肥料の共同購入、組合員の表彰、親睦會の開催等これである。

茲に兵庫縣下の耕地管理組合の概況を明にするため、左表を掲げる。尙ほ申合組合組織による耕地管理組合と産業組合組織による土地利用組合との關係をも明にするため、兵庫縣下の土地利用組合をも同時に示すであらう。

第一表 兵庫縣下の耕地管理組合概況(昭和十一年十二月末現在)

郡名	組合名	設立年月日	組合員			耕地面積(町)	反當リ小作料			昭和十一年度小作料總額	小作料改訂ニヨリ減額シタル歩合	小作期間(年)	附帶事業備考(括弧内)
			地主兼自作	自作兼小作	小作		上田	中田	下田				
有馬	道場村生野耕地管理組合	昭三・九・二四	五二	一五	一	七田一六・三	一・五〇	一・〇〇	〇・八〇	一九七・六六	〇・三三	五	二ヶ年備凶積立ヲナシタル事アルモ現在ハ行ハズ 耕地を換分合五町七反七畝自作地購入斡旋一五畝、自作農田金積立、農道、溜池排水溝ノ改修
	大澤村善入耕地共同管理組合	大三・一・二〇	四四	二〇	四	七田二・九〇	一・五〇	一・〇〇	〇・九〇	一三三・五四	上田ハ糶米トシテ下田ニ於テ下田ニ於テ	五	
	大澤村上付部落耕地共同管理組合	大五・四・二五	二五	七	七	二田八・一七	一・五〇	一・〇〇	〇・九〇	一三三・五四	〇・三三	五	
	大澤村上大澤部落土地管理組合	昭二・八・二四	五三	一四	三	二田一九・〇七	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	二五・七八	〇・五五	五	自作農田金積立ヲナシ、凶作保險制ヲ行フ。(本組合ノ管理田二・一・四反七畝ノ中ニハ組合ヘ小作料ヲ取付接徴セザル自作田一・二・三〇町歩ヲ含ム)
	大澤村簾耕地管理組合	昭二・三・三一	三三	一五	一	九田二・四八	一・五〇	一・〇〇	〇・九〇	一六・八四	〇・三〇	五	
馬	本庄村北區郷土地共同管理組合	昭三・一〇・二〇	三三	七	三	一田二・〇〇	一・三〇	一・〇五	〇・四一	二五・八七	〇・三〇	五	

耕地管理組合に就いて

同借地組合の耕作權は地主團體たる土地會社(品野合名會社)に對して、可なり確保されてゐるが如くであるが、その小作期間(會社より組合への)が僅かに三年に過ぎない點より考へ、充分にその耕作權が確保されてゐるとは考へ難い。従つて現實に存在する斯かる共同借地組合にも必ずしも充分なる期待がられない。

3) 兵庫縣農會、耕地管理組合の葉(昭和十一年十一月)2頁。



郡	可	多	郡	東	加	郡	養	美	郡
同管理組合	西脇町上野土地共	日野村大木耕地管	用組合	新開耕地管理組合	上東條村長井部落	大地部村鹿野部落	市場村大島耕地管	奥吉川村南水上耕	奥吉川村豊岡耕地
昭三〇・二	昭三〇・二	昭二〇・二	昭三〇・二	昭二〇・二	昭二〇・二	昭二〇・二	昭二〇・二	昭二〇・二	昭二〇・二
三六	三五	七三	二五	三七	三三	五〇	三三	二八	四〇
一三	三七	一〇	三三	一五	一〇	一五	一六	七	二
—	五二	一三	七二	一〇	四	一〇	九	三	二
四	—	一九	二二	五	二七	一七	一七	六	二
三三	四六	三〇	九	七	—	八	一七	二	六
田三・五四	田三・〇〇	田四・七	田三・八二	田五・九七	田九・四三	田一〇・九四	田三・九三	田一〇・九五	田一〇・九五
一・三〇	一・四五	一・四五	一・五〇	〇・八三	一・三六	〇・七〇	一・五〇	一・四〇	一・四〇
一・一〇	一・一〇	一・二二	一・四三	〇・七五	一・一四	一・二四	一・一五	一・一五	一・一〇
一・〇〇	〇・八三	一・〇七	一・三四	〇・四五	〇・九〇	〇・五〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・七六
一四・二〇	一三・二二	四四・八一	四二・一四	四・七	一三・一五	一四・四九	二二・六四	三〇・五八	七四・八七
〇・九八	一・二五	一・〇五	〇・六六	一・六六	〇・二八	〇・四三	〇・三三	〇・二二	〇・七六
五	三	五	六	五	五	五	五	七	二〇
備内積立、共同作業(耕種、除草)ヲナス	備内積立、自作地購入、共同作業(耕種、除草)ヲナス	備内積立、自作地購入、共同作業(耕種、除草)ヲナス	備内積立、自作地購入、共同作業(耕種、除草)ヲナス	備内積立、自作地購入、共同作業(耕種、除草)ヲナス	備内積立、共同取買、共同耕作、共同取買、共同耕作	備内積立、共同取買、共同耕作、共同耕作	備内積立、共同取買、共同耕作、共同耕作	備内積立、共同取買、共同耕作、共同耕作	備内積立、共同取買、共同耕作、共同耕作

4) 本表は筆者が兵庫縣下の耕地管理組合及び土地利用組合へ調査票を配布して記入してもらつたもの、茲に筆者が若干の組合を實地調査して得たる資料に基いて作成したものである。













土地利用組合数は一三である。今これ等の組合を、組合員数と土地管理面積とに従つて、分類して見よう。

第二表 耕地管理組合の組合員及び管理耕地面積

組合員数	耕地管理組合	土地利用組合
20人以下	2	—
21—40	18	—
41—60	25	3
61—80	26	1
81—100	11	1
101—120	8	1
121—140	4	—
141—160	1	1
161—180	2	1
181—200	—	—
200人以上	3	5
合計	100	13
一組合平均組合員数	74.7	233.2
管理地積	耕地管理組合	土地利用組合
町		
10.00以下	12	1
10.01—20.00	37	—
20.01—30.00	22	5
30.01—40.00	15	—
40.01—50.00	6	2
50.01—60.00	3	1
60.01—70.00	3	—
70.01—80.00	1	1
80.01—90.00	—	—
90.01—100.00	—	—
100町以上	1	3
合計	100	13
一組合平均管理地積	25.40	町 66.65

即ち耕地管理組合は一部落單位のものであるから、その組合員数も少く、その管理地積も比較的狭少である。

四〇人乃至八〇人の組合員を有するもの、一〇町歩乃至三〇町歩の土地を管理するものが最も多い。その一組合平均はそれ〱七四人、二五・四町歩となつてゐる。土地利用組合に於ても、大正末年に設立された宍粟郡の單營土地利用組合は部落單位の狭少なるものであるが、それ以外の四種事業兼營組合は町村單位のものであるから、その組合員数も管理地積もより大きく、その一組合平均はそれ〱二三三人、六六・六町歩となつてゐる。

以下主として耕地管理組合について論及することとする。

耕地管理組合に就いて



二

(一)耕地管理組合の役員 組合は超階級的なる第三者の立場から、地主・小作者間の問題を公平に解決するために組合員總會で組合長及び副組合長を選挙して組合の事務を處理せしめる外に、小作協定委員會を設置する。この委員會は組合員たる地主、自作農、小作農から夫々同數(二名乃至五名)づゝ互選された委員によつて組織される。組合によつては、委員會に農會技術員を一名加へる處もある。この委員會は、小作料の改訂、減收の場合に於ける小作料の減免査定等の事項を審議決定し、併せて一般事務に關し組合長の諮問に應ずる組合の重要機關である。<sup>5)</sup>

(二)耕地管理組合の事業 組合を設立すれば、耕地を所有する組合員は組合區域内に於ける其の所有耕地を總て組合に提供し、其の管理を委託し、組合は更に其の管理する耕地を組合員たる小作者に小作せしめる。この耕地管理に關し組合の行ふ主なる業務は、(A)小作料の改訂、(B)減收の場合に於ける小作料の減免査定、(C)小作料收納の合理化等である。

(A)小作料の改訂 從來の契約小作料には相當古く設定されたものが多く、且つその契約の時代と各個人の契約事情とを異にする關係から、同一區域内の同一價値の耕地でも、小作料を異にする場合がある。同じく軒を列ねて住み、土地を接して耕しながら、甲地と乙地との間に、其の小作料に關し利不利の差があることは、耕作者間に不滿の念を起さしめ、物議を醸す因となり、ひいては毎年の減免要求となつて現れることとなる。されば新に組合が全耕地を一手で管理することとなつた以上、個人間で定められた斯かる無統制な區々の小作條件を其の儘踏襲することは、管理上種々の支障を來すこととなるから、先づ以て小作料の改訂が行はれる。

この小作料の改訂に際し、城崎郡の日高町や國府村の産業組合に於ては、平均收量をば地主・小作者雙方の農業經營に關する

5) 此等の役員任期は三ヶ年とし、再選は之を妨げないこととしてゐる場合が多い。

支出負擔に按分比例して算出する、所謂「生産費を基準とする小作料」<sup>6)</sup>より、改訂小作料を導出してゐるが、耕地管理組合に於て斯かる方法によるものは殆どない。たゞ多紀郡大山村下河野土地管理組合に於ては、地主の負擔割合四四・九%、小作人の負擔割合五五・一%により、反當り収益を按分して改訂小作料を算出してゐる。

一般的に耕地管理組合に於ける小作料の改訂に際し行はれる點は、(イ)既往五ヶ年乃至十ヶ年の減免平均率を調べ、之を舊來の小作料から天引したる程度を以て、改訂小作料の基準となすこと。(ロ)從來の小作料は區域内に於ても甚だしく不均等であるから、一筆毎に改正して小作人が何れの耕地を小作するも利不利のない様に公平に決定することである。(イ)の小作料引下の點については、地主も社會情勢の推移に伴ひ、小作料を幾分下げねばならぬ情勢に立ち至つたことを自覺するに至つたこと、既往數箇年間の減免率を調べ、之を舊小作料より天引して、改訂小作料を引下ぐる方が將來の減免査定の上に好都合となるからである。ロ)の點に關しては、耕作の便否、水利の良否、地力、土地の乾濕、日照の良否、土地臺帳面積に比し廣狹等を參酌して、各耕地の等級を査定し、各耕地の眞價を基準として各筆毎に小作料を査定する。

この點に關し水上郡柏原町の下小倉耕地管理組合に於ては、査定委員は實地に付き田地一筆毎に、地質三五點、土地乾濕一五點、水利便否二〇點、耕作便否一五點、日光良否一五點、計百點とする探點方法により、探點票に點數を付し、それを持寄り、各小字毎に標準田なるものを決定し、後各筆毎に點數、即ち等級を確定した。而して百點を一石五斗とし、各筆毎に點數に應ずる小作料を算出した。多可郡日野村大木耕地管理組合に於ては、地質三五點、土地乾濕二〇點、水利便否一五點、耕作便否一五、日光良否二〇點、計百五點とする探點法をとつた。その他の組合に於ても之と大同小異の方法をとつてゐる。

かくて各耕地管理組合に於て改訂された新小作料が舊小作料に比して幾%低下されたかを左に示さう。

6) 日高産業組合の小作料改訂方法に就いては拙稿、土地問題と産業組合(經濟論叢、第四十三卷第二號)參照。國府村の産業組合に於ては反當り収益を地主の生産支出負擔割合45%、小作人の支出負擔割合55%に按分比例して算出したる年と最低收穫を基準とする小作料(a)と過去七ヶ年のうち最高收穫の年と最低收穫の年とを以て除く五ヶ年平均の實收小作料(b)とを更に平均したるもの $\left(\frac{a+b}{2}\right)$ を以て改

第三表 耕地管理組合の小作料減額歩合

小作料減額歩合	耕地管理組合	土地利用組合
2%以下	12	—
2.1—4.0	8	—
4.1—6.0	18	—
6.1—8.0	8	2
8.1—10.0	10	2
10.1—12.0	9	1
12.1—14.0	9	4
14.1—16.0	3	—
16.1—18.0	5	2
18.1—20.0	7	—
20.1%以上	5	—
合計	94	11
小作料平均減額歩合	9.45%	11.13%

即ち小作料減額歩合の判明せる九四耕地管理組合の平均減額歩合は九・四五%となつてゐる。<sup>11)</sup>

従つて耕地管理組合の小作料改定に際しては、(ロ)の組合區域内の各筆耕地間に小作料の不均等をなくする點に寧ろ重點が置かれる。(イ)の契約小作料そのものゝ引下については、過去數年間の平均實收小作料(減免を加味した)の程度に差、之を行ふに過ぎない。この點に就いては些か物足らない感を起さしめる。従つて將來は改正小作料を如何にして決定するか、所謂生産費を基準とする公正小作料によるべきか、リカルドウの差額地代

の概念より小作料を算出すべきであるか。今後の土地問題解決が大規模なる自作農創設によるべきものとすれば、土地購入価格は純収益價格によるべき關係上、小作料もまた差額地代理論より導出するが最も合理的と考へられる。このことが我國に於て果して可能であるか。深き研究を要する所である。

(B) 減收の場合に於ける小作料の減免査定 組合の設立後に於ても、風水害、病蟲害その他不可抗力によつて著

しく作物が被害を受けた場合には、小作者が收穫前(十日位)に組合に申出ると、組合委員が出張して立毛を檢見し、場合によつては坪刈を行ひ、<sup>12)</sup>減免規程の定める所に従つて相等額の減免をなすのが通例である。そのために組合規約により、(1)其の田の反當收穫高が反當小作料に何斗を加へた額以下に減收した場合に其の差額の何割を減免するとか、(2)其の田の反當收穫高が反當小作料に何斗を加へた額以下に減收した場合には其の差額を減免するとか、(3)反當り收量さへ知れば、組合作成の標準表に照して減額するやう工夫するとか規定して、凶作年に於て減免率に關して紛議を醸さないやう工夫してゐる。

訂小作料としてゐる。  
 7) 將來は特別の被害に非ざる限り減免しないことと定め得るからである。  
 8) 耕作の便否とは耕地の遠近、通路の便否、田區の形狀及び廣狹等を云ふ。  
 9) 地力とは土質、土地の肥瘠、耕土の深淺等を云ふ。  
 10) 土地の乾濕とは麥作可能田、紫雲英可能田、濕田等の差別を云ふ。  
 11) 耕地管理組合の小作料平均減額歩合は9.4%なるに、土地利用組合の夫は11.1%



收の場合は二割五分、五割減收の場合は三割、六割減收の場合は四割、七割減收の場合は五割、八割減收の場合は六割を減免し、八割以上減收の場合は小作料を全免する。

更に(5)減免を行ふ場合にも、凶作の原因が不可抗力によるか、小作者の不注意によるかを調査して、減免率に手加減を加へる組合もある。有馬郡大澤村善入組合に於ては作柄調査委員に於て各筆耕地の管理保護調査表に養水、保護、草取、施肥等に關する採點をして、その結果を減免の場合に參酌する。また同郡道場村生野組合では天然減收滿點(一〇點)、一化螟蟲減收五點、二化螟蟲減收七點、肥料過多減收八點、浮塵子その他害蟲減收八點、病害減收七點、肥料不足その他管理不充分による減收は零點として、減免に際し手加減を加へてゐる。<sup>15)</sup>

この減免率に従つて小作料の減免をなしたるときは、その減免したる小作料の負擔に關しては、(1)組合が負擔するか、(2)關係地主が個別的に負擔するか、(3)地主全體の連帶負擔とするかの三方法がある。

(1) 先づ組合の負擔とする場合に就いて考へるに、組合と小作人との間に契約耕作する耕地に對して減免を行ふのであるから、減免したゞけは組合の負擔とするのが一應合理的と考へられる。併しこの組合負擔は組合員たる地主及び小作人から徴收する組合經費を以て支辨することとなるから、結局小作人も減免額の一部を負擔すべきこととなり、甚だ不合理である。蓋し地主は幾分か小作人の負擔によつて、作柄豊凶の如何に拘らず安全に定額小作料を收得することとなるからである。(2) されば減免に依り生じたる組合の缺損は耕地を提供せる地主の負擔とするを至當とする。併し各地主を個別的に考へ、減免したる耕地の地主にのみ之を負擔せしめることは、動もすれば從來の地主對小作人の直接關係を想起せしめ、組合の存在とその機能とを害する懼がある。(3) 従つて減免額を耕地提供地主全體の連帶負擔とするのが最も合理的である。この場合、減免額は土地提供地主に賃貸料に應じて按分されるのが普通である。併し小作料改訂に際し、耕地の生産力を參酌する傍ら、水害その他により、減收を被り易い耕地を劣等田として其の小作料を低く決定するのであるから、減免額を賃貸料に應じて按分するときは、減免を行ふ頻繁度及び減歩合の高い耕地の所有者が、最も少なく減免額を負擔することとなり、不公平な結果となる懼があるから、將來はこの點についても考慮すべきである。<sup>16)</sup>

(C) 小作料收納の合理化 通例小作料は組合の手で各組合員から徴收する。即ち收穫調製が終つた頭に、組合か

なつてゐることが判明した。(拙稿、土地問題と産業組合、經濟論叢、第四十三卷第二號、八頁參照)

12) 坪刈法としては圓形坪刈法と直線式坪刈法、即ち對角線坪刈法とが用ゐられるが、後者の方がより進歩した方法とされてゐる。併し組合委員達の言によれば、相當經驗のある者が肉眼査定をやつた場合には、その結果と之を坪刈に付して得た結果との間に差異がない場合が多いから、經費と勞力を省く點から

ら小作料納入通知書を出して、納入日と搬入場所とを通知する。小作者が數筆の組合管理田を小作してゐる場合でも、小作料は數筆合計分を一括して組合に納入すればよい。かくして一箇所又は數箇所に集積された小作米は(1)之を共同販賣(一時共同保管することあり)に付して地主に計算するか、(2)或は集つた小作米を等級別に按分して組合より土地提供地主へ支拂ふか、(3)組合が農業倉庫を兼營するか、又は産業組合の農業倉庫と連絡提携する場合には、小作米は之を全部農業倉庫へ搬入し、入庫證券を以て地主へ納付することを通例とする。

小作料收納方法の判明してゐる耕地管理組合九五に就いて見るに、その内の一五組合は(1)の共同販賣方法により、二五組合は(3)の農業倉庫利用の方法により、殘餘の五五組合は(2)の方法による。但しこの(2)の方法によるものの中には、組合より小作人に小作料納付通知書を發し、個別的に各地主へ其の小作料を納付せしめるといふ舊式方法をとるものも若干ある。

されば多くの場合、小作人は數筆の耕地を借つてゐても、その小作料を一括して組合へ納入すればよいから、従前の如く數人の地主の住宅へ一々別々に持参する手数が省ける。併し端米は一點だけしか出来なから、従前の如く數人の地主へ別々に小作料を納入する場合に較べ、この數點の端米を丸俵とするだけの手数と經費とが小作人にかゝる。地主全體にとりては端米の點數の少くなるだけ、それだけ有利に小作米を販賣することが出来る。

この組合への小作料の收納の場合には、一般に小作者に一定の獎勵米たる格差米(格差金)を與へ、納入米の品質向上と小作者に對する小作料納入上の公正とを期してゐる。<sup>17)</sup>

**(三)耕地管理組合の附帶事業** この附帶事業の主なるものは(A)備凶積立又は凶作保險制、(B)耕地の交換分合、(C)自作地購入斡旋、(D)其の他の農事改良事業である。

**(A)備凶積立又は凶作保險** を實施する耕地管理組合數は五十一に達してゐる(第一表参照)。(1)備凶積立を行ふ組合では、組合員たる地主及び耕作者より年々徵收する組合手数料の餘剩(經費支辨後の)を年々積立て、凶作の

耕地管理組合に就いて

13) 査定による場合が多い。この(2)の方法によつて減免を行ふ組合の多くは小作人の最少得米を六斗と定めてゐる。但し若干の組合に於ては七斗と定めてゐる。  
 14) この種の小作料減免歩合表を設けてゐるものには、津名郡廣石村の三耕地管理組合、多賀村上條耕地管理組合、大木耕地管理組合、城崎郡清瀧村栃本土地管理組合、穴栗郡菅野村市場耕地管理組合、尾崎村組合産業等がある。何れも興味深







は、六ヶ月以前に組合長に申出で其の承認を得ることを要する。但し此の場合と雖も稻作及び麥作期間中は契約の解除を爲すことを得ない。小作せる組合員が耕地を組合に返還する場合もまた同じである。地主側の理由により契約解除を受けた小作人に作離料を與へるやう規定してゐる耕地管理組合は見當らないが、たゞ穴栗郡の三方土地利用組合では見舞金の名義で若干の作離料を交付してゐる。<sup>26)</sup>

更に耕地管理組合のうちには、小作者より小作地返還の申出でのあつた場合には、組合に於て利用希望者を申出でしめ、利用者の家族員數、耕作反別、勤怠状態等を参照して、組合役員に於て之を決定することとしてゐるものもある。即ち之によつて小作料の引上や小作敷金を支拂ふことなく、各組合員の家族勞働力に應じ耕地の過不足を調節することが出来る。<sup>27)</sup>

小作法によつて耕作權が確立された後には、耕作權が第二の土地所有權となつて、將來の新小作者に對する重き負擔となり得るから、この場合には、右の如き耕地管理組合の小作地斡旋方法を採用することが必要である。

**(五) 産業組合との關係** 耕地管理組合は部落單位の申合組合であり、兵庫縣では主として農會の指導獎勵の下に立つものであるが、小作料收納に關しては村の農業倉庫(産業組合たる)と連絡提携してゐるものが若干あることは上述の如くである。また第一表に示す如く、設立當初は産業組合組織による土地利用組合であつたものが、後に申合組合組織の耕地管理組合となつたものが、七組合あり、目下同様なる組織變更の準備中にあるものが五組合ある。此等の土地利用組合は元々部落區域のものであつた。<sup>28)</sup>之と反對に部落單位の耕地管理組合から一村單位の土地利用組合になつたものには、津名郡尾崎村の産業組合があるのみである。尙ほ現在、土地利用組合として活動してゐる一村單位の産業組合たる日高、國府、尾崎等の諸組合に於ては、各部落(大字)毎に支部を設けて、支部毎に小作料改訂、減免査定、小作料收納等を行ひ、之を村の産業組合で統轄する形式をとつてゐる。蓋し小作料改訂や減免査定等は地勢、水利等を異にする部落毎に行つた方がより便宜たるからである。従つて今後産業組合が單なる流通部門の活動から生産部門にまで深く入込み、以て土地問題の解決にまで乗出すためには、此の點に就いても考慮すべきであらう。

18) この組合手数は、小作料は、石に、つきの地、主二升、自作者、小作者一升位の場  
 19) 多組に徴料を徴する。手数は、小作料は、石に、つきの地、主二升、自作者、小作者一升位の場  
 20) 手数は、小作料は、石に、つきの地、主二升、自作者、小作者一升位の場

